

## 令和7年度第10回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年1月16日(金)  
午前9時30分 ～ 午前11時10分  
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

### 会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名  
現 在 数 18 名  
出 席 総 数 18 名  
欠 席 総 数 0 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

### 本会議に出席した事務局職員

事務局長外5名

傍聴人0名

## 令和7年度第10回総会

(開始時刻9時30分)

### 事務局（小田事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は18名、欠席委員はいらっしゃいませんでした。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

### 議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、「令和7年度第10回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第2項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号1番、阪田実委員と、議席番号2番、木村貴志子委員のご両名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。以降、着座にて説明させていただきます。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田5筆で、合計面積は6,907㎡、位置図は5、6ページ、公図は7、8ページをご覧ください。申請地は、下関市

役所豊浦総合支所から北東へ、約600mから700mに位置し、[ ]番と[ ]番の2筆が農業振興地域内の農用地、その他の3筆が農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、経営規模拡大を目的に、申請地5筆のうち3筆を利用権設定により耕作していた譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から約[ ]の距離に位置し、譲受後は、白ねぎ、ニンニク、サツマイモ等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田13筆と畑1筆で、合計面積は10,693㎡、位置図は9ページから12ページ、公図は13ページから17ページをご覧ください。申請地は、下関市役所安岡支所から東へ約1.5kmから1.9kmに位置し、[ ]番、[ ]番、[ ]番、[ ]番及び[ ]番の5筆が過去に農業公共投資の対象となった農地、その他の9筆が農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、高齢により耕作困難な譲渡人の要望に、申請地14筆中9筆を利用権設定により耕作していた譲受人が応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から約[ ]の距離に位置し、譲受後は、水稻の作付けとナス等の野菜の栽培を行う予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書3ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、面積は264㎡、位置図は18、19ページ、公図は20ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約800mに位置する、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、高齢で耕作、管理等が困難な譲渡人の要望に、申請地の[ ]に居住する譲受人が応じ、新規に農業を始めるものでございます。なお、譲受後は、オクラや白菜等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

3ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆で、合計面積は3,398㎡、位置図は21、22ページ、公図は23ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から南南西へ約1.2kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、相続で取得したものの、維持管理が困難な譲渡人の要望に、利用権設定により耕作していた譲受人が応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から約[ ]の距離に位置し、譲受後は、イタリアンライグラス、エン

バク等の飼料用作物を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書4ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田4筆で、合計面積は6,811㎡、位置図は24、25ページ、公図は26ページをご覧ください。申請地は、下関市役所安岡支所から東北東へ約700mから800mに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、農業を専業とする安定的な経営基盤の確立を目指す譲受人の要望に、各譲渡人が、応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から約■■■■の距離に位置し、譲受後は、水稻を作付けする予定で、売買による所有権の移転となっております。なお、譲受人は、■■■■の譲受人から技術指導を仰ぎ、農機具も借りる予定となっております。

4ページに戻りまして、6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆で、合計面積は5,118㎡、位置図は27、28ページ、公図は29ページから31ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から北東へ約4.6kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、別に仕事があり、耕作が困難な譲渡人の要望に、利用権設定で営農していた譲受人が応じるものでございます。申請地は、譲受人の会社から約5kmの距離に位置し、譲受後は、水稻を作付ける予定で、売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有又は借り受ける予定であり、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

### 石田安男委員

議席番号9番、石田です。議案第1号1番の案件について、報告いたします。令和8年1月5日、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認をいたしました。詳細については、事務局から説明のあったとおりです。申請地は、川棚小学校前の農地です。売買による所有権の移転です。譲受人は白ネギを中心として幅広く露地野菜を栽培している農家で、規模拡大のため譲り受けようとするものです。申請地5筆のうち3筆は、利用権設定により譲受人がこれまで耕作しており、何ら問題ないと思われまます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続いて、2番及び5番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。2番及び5番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和8年1月6日、農業委員2名と事務局職員1名で現地確認をいたしました。詳細については、事務局から説明のあったとおりです。

まず、2番についてですが、申請地は下関北運動公園の近くで長安線（安岡港長府線）沿いにあります。申請地はきれいに耕作がされていました。譲渡人は農地を相続したもののこれまで耕作したことがなく、高齢により今後も耕作ができないため、これまで利用権設定により耕作していただいていた譲受人に贈与を申し出たものです。譲受人は農産物の増産のために、譲渡人の申出に応じたものです。

続いて、5番についてですが、申請地は、済生会下関総合病院の近くにある調整区域の農地で、きれいに管理されている農地です。譲受人は将来的に、農業経営の規模拡大を目的とし、次の世代への継承と農業を専業とする安定的な経営基盤を確立するために申請地の購入を申し出たものです。譲渡人は4名おられますが、それぞれ女性のみ世帯となり農業経営が困難なこと、高齢となり維持管理が困難なことなどから譲り渡すこととしたものです。譲受人は家族労働を中心とし、地域の農業者と連携しながら稲作の安定的な経営をめざすとしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続いて、3番の案件につきまして、議席番号11番、河本隆一委員、報告をお願いいたします。

#### **河本隆一委員**

議席番号11番、河本です。3番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和8年1月7日、農業委員2名、事務局職員1名で現地調査を行いました。

申請地は譲受人の隣接地で、高齢のため耕作、維持管理が困難な譲渡人の要望に譲受人が応じ、新規に農業を始めるものですが、それほど広い農地ではなく自家消費野菜を栽培するというので、何ら問題はないと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### **議長（山田会長）**

続いて4番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

#### **岩本憲慈委員**

議席番号17番、岩本です。4番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和8年1月7日、農業委員2名、事務局職員1名で現地調査を行いました。

譲渡人は遠方に住んでおり、相続した農地の管理が出来ないことから、利用権設定により貸し付けていた土地の譲渡を申し出て、その申出に借り手であった譲受人が応じたものです。譲受人は酪農経営の大規模農家で、申請地を牧草地として耕作しており、今後も同様に耕作する予定で、若手の担い手でもありますので、何ら問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### **議長（山田会長）**

続いて、6番の案件につきまして、議席番号14番、山田が報告をいたします。

#### **山田正信委員**

議席番号14番、山田です。6番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和8年1月6日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。申請概要は事務局から説明のあったとおりです。

市内に居住しているものの耕作が困難な譲渡人の申出に、地元の法人組織の譲受人がこれに応じたものです。売買による所有権の移転です。

譲受人は地域の担い手組織として活躍し今後も期待されており、何ら問題ないと思われま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

#### 議長（山田会長）

次に、日程第2「議案2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### 事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書32ページをお開きください。

まず初めに、この度の4条許可申請に至った経緯について、ご説明いたします。本件は、土地所有者と太陽光発電設備の設置者が異なっておりますが、申請地は、令和7年10月15日付けで、賃借権の設定を目的に、3条許可された農地の一部で、現在、申請者が営農者となっております。

過去にも、土地所有者と太陽光発電設備の設置者が異なった案件はございましたが、全て、利用権設定によるものであり、事務局は、この場合は、5条許可に該当すると誤断しておりました。しかしながら、本件は、3条許可された農地となっておりますので、許可済みの3条申請について、耕作面積から転用面積を除外する変更申請が必要なのか否か、また必要な場合の手續方法等、事務局内でも判断ができなかったことから、県に確認いたしました。その結果、所有者と異なる営農者が一時的に営農型太陽光発電設備を設置する場合でも、5条許可ではなく、4条許可に該当するとの回答があったことから、この度の申請に至ったものでございます。既に、5条許可された案件については、次回の更新時に、4条許可申請案件として、総会に上程させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、引き続きご説明いたします。1番、本件の転用目的は、営農型太陽光発電設備で、低圧の太陽光発電設備を7基設置するもので、売電先については、

備考欄記載の法人になる予定です。

まず初めに、営農型太陽光発電設備についてご説明いたします。

議案第2号番号1関係資料②の3ページをお開きください。

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を農地に立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業で、転用期間は、11ページに記載がありますが、3年以内又は10年以内となります。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田9筆で、転用面積は2.80㎡、位置図は33ページから36ページ、公図は37ページから44ページ、土地利用計画図は45、46ページをご覧ください。申請地は、JR黒井村駅から北東へ約600mから700mに位置する農用地区域内にある農地で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

申請理由につきましては、豊浦地区において、営農型太陽光発電設備を2基設置している申請者が、下関市の脱炭素先行モデル地区設備導入支援事業を活用し、新たな発電設備を設置するもので、この度の計画については、全ての土地所有者も承諾しております。

それでは、許可基準についてご説明いたします。

通常の農地転用においては、「農地法関係事務に係る処理基準について」及び「農地法の運用について」にて審査しておりますが、営農型太陽光発電設備の設置については、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」により、別途、一時転用許可基準が定められております。

議案第2号番号1関係資料②の4ページ、(2)の一時転用許可基準をご覧ください。基準は、全部で11項目ございますが、主な基準は、

ア 申請に係る転用期間が別表の区分に応じた期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型太陽光発電設備の支柱を立てるものであること。

ウ 下部の農地における営農の適切な継続が確実に認められること。

オ 営農型太陽光発電設備の角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つことができると認められること。

カ 営農型太陽光発電設備の支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。

ク 地域計画の区域内において営農型太陽光発電を行う場合は、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得た土地の区域内において行うものであること。

です。それでは、順次ご説明いたします。

本案件の転用期間は、11ページ別表の(4)に該当することから、3年以内の申請となっており、地面に支柱を打ち込むだけの施工方法となっており、申請者から提出された議案第2号番号1関係資料①の1ページ、「営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書」や、19ページの「営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み」等にて、事務局で確認したところ、11項目全ての基準についてクリアしていることを確認できました。

また、下関市長からは、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された意見書が、下関市豊浦町土地改良区からは、「残農地については、適切に管理の事」との意見が記載された意見書が提出されており、地域計画に伴う地元協議も終了し、了承されています。

本案件には、一体利用地はなく、計画規模は、土地利用計画からみても適当で、土砂の流出対策としては、この度の転用は、太陽光発電設備の設置に係る支柱等のみであり、施設の下部農地では、水稻等を栽培する計画となっており、汚水の発生はなく、施設からの雨水は、下部農地から、現状どおり農業用排水路に放流されるため、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本案件は、農用地を対象とした農地転用ではございますが、一時的な利用であり、許可後3年以内に原状回復する旨が記載された誓約書が提出されており「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された下関市長の意見書が提出されていることから、農地法施行令第4条第1項第1号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

### 田上光義委員

議席番号10番、田上です。1番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和8年1月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

本案件は昨年の第7回総会で3条許可を決定した農地の一部です。現地を確認しますと、3条申請は17筆でしたが、今回の申請はそのうちの一部を営農型

太陽光発電設備の設置のために、一時転用するものです。

先ほど事務局から説明がありましたが、3年毎に更新するということです。地元の者といたしましては、遊休農地の解消につながるものと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

#### 新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。事務局の説明では、3年経過すると原状回復するという誓約書が出ているということでした。担当委員の説明によりますと、やっぱりこれだけの設備投資をするのだから、3年毎に更新されるようです。誓約書では原状回復するのに、また更新が出来るのでしょうか。

#### 議長（山田会長）

事務局、お願いします。

#### 事務局（岡本主任）

お答えいたします。農地法では、一時的な利用の場合は、必ず原状回復する誓約をするよう求められています。しかしながら、営農型太陽光発電のガイドラインにも記載されておりますが、一時的利用の期間内に再度申請をして農業委員会が許可をすれば、撤去する必要はございませんので、地元委員さんのご説明どおり、3年毎の更新が続くと思われまます。以上でございます。

#### 議長（山田会長）

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。それでは、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、本案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

#### 議長（山田会長）

次に、日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」

をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書47ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、転用面積は74㎡、位置図は50、51ページ、公図は52ページ、土地利用計画図は53ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王喜支所から西南西へ約1.1kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」でございます。転用目的は、住宅の敷地を拡張するものでございます。

申請理由は、合併浄化槽の設置及び通路等の整備を目的とするもので、譲受人と譲渡人の協議により今回の申請に至ったものでございます。贈与による所有権の移転となっております。

一体利用地1筆は、譲受人の借地であり、住宅も含めて譲受人が購入予定であり、土地利用計画と建ぺい率からみて、計画面積は、適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、一部にはすでにブロックが設置してあり、それ以外は整地により勾配調整する予定であることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

汚水は、合併浄化槽で処理され、道路側溝に放流されます。また、雨水につきましては、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は無断転用案件で、詳細な時期は不明ですが、譲渡人の■■■が、農地転用の手続きを行わないまま合併浄化槽等を設置し、住宅敷地の一部として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

47ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、転用面積は747㎡、位置図は54、55ページ、公図は56ページ、土地利用計画図は57ページをご覧ください。

なお、55ページの航空写真についてでございますが、印刷の影響で図示された境界線等が確認しづらい資料となっておりますので、本日お配りした航空写真をご覧ください。申請地は、JR梅ヶ峠駅から西南西へ約2.3kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」でございます。転用目的は、貸駐車場を整備するものでございます。

申請理由は、近接する海の家の利用者が大幅に増えており、既存の駐車場に、従業員用の駐車スペースを確保できなくなったため、新たに貸駐車場を整備し、譲受人が代表を務める法人へ貸し出すものであり、高齢により今後の耕作の見込みがたたない譲渡人が応じたものでございます。

法人からの借受申込書も添付されており、売買による所有権の移転となっております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、土嚢を設置する予定であることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は無断転用案件で、詳細な時期は不明ですが、譲渡人の前々所有者が、農地転用の許可を得ないまま盛土を行っていたことから、下関市農業委員会会長あてに始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書48ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、転用面積は319㎡、位置図は58、59ページ、公図は60ページ、土地利用計画図は61ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から、東南東へ約500mに位置する「第2種農地」でございます。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、自己用住宅を建築するものでございます。

申請理由は、自己用住宅の建築を検討していた譲受人が、両親の面倒と子どもの通学を考慮して申請地を選定し、この度の計画に至ったもので、遠隔地に居住し、耕作が困難な譲渡人が応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、市道加工部分であり、道路工事施行承認申請書が添付されていることから、確保は確実です。また、土地利用計画と建ぺい率からみて、計画面積は適当であると判断いたしました。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、ブロックが設置される予定であり、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

汚水は、公共下水道で処理される予定で、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

48ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、転用面積は25㎡、位置図は62、6

3ページ、公図は64ページ、土地利用計画図は65ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所神玉支所から北西へ約1.6kmに位置する集団性のある農地で、「第1種農地」でございます。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、貸設計事務所を建築するものでございます。

申請理由は、隣接地に貸設計事務所を建築するに当たり、公道に通じる道がないことから、この度の計画に至ったもので、譲受人の要望に譲渡人が応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、譲受人が所有している土地であり、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、勾配があり、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに農業用排水路以外の水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、第1種農地を対象とした農地転用ではございますが、「隣接する土地と一体として同一事業の用に供する場合であって、当該事業の目的を達成する上で、農地等を供することが必要であり、第1種農地の面積割合が3分の1を超えていないもの」であることから、農地法施行令第11条第1項第2号ニ及び農地法施行規則第54条に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書49ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田3筆で、転用面積は6,813㎡、位置図は66、67ページ、公図は68、69ページ、土地利用計画図は70ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から南東へ約500mに位置している「第2種農地」でございますので、申請者からは、選定した理由書及び代替地比較検討表が提出されております。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、太陽光発電の売電を目的に非フィットによる太陽光発電設備を設置するもので、売電先については、備考欄記載の法人になる予定です。

申請理由につきましては、太陽光発電の売電事業が好調なことから、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できる申請地に計画したもので、高齢で耕作及び維持管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、売買による所有権の移転となっております。

本件には一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、既に終了しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地

は畦畔で分断されており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。また、汚水の発生はなく、雨水につきましては、農業用排水路への落としを塞ぐものの、畦畔が30cm以上あることから、申請地内での浸透が十分可能であり、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号4番、松倉公一委員、報告をお願いいたします。

### 松倉公一委員

議席番号4番、松倉です。1番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和8年1月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

譲渡人は、令和3年に相続により譲り受けましたが、前所有者である譲渡人の■■■が申請地の一部に農地法の許可なく合併浄化槽を設置しており、双方協議の上、このたびの申請に至ったもので、すでに始末書も提出されており、今後、一体利用地も譲受人が購入予定で、問題ないと思われます。贈与による所有権の移転です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続いて、2番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。2番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和8年1月6日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

申請地は、吉母海岸の近くにあり何度も足を運んだところですが、すでに盛土がされており、申請書に始末書が添付されておりました。

譲受人は、海の家の利用者が大幅に増え、従業員用の駐車スペースがなく海の

家の運営に支障を来しているため、従業員用の駐車場を整備し貸し出すものです。譲渡人は40年以上耕作しておらず、高齢により今後も耕作の見込みがないことから譲受人の要望に応じたものです。詳細は事務局の説明のとおりです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### **議長（山田会長）**

続いて、3番及び5番の案件につきまして、議席番号16番、河本肇委員、報告をお願いいたします。

#### **河本肇委員**

議席番号16番、河本です。3番及び5番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和8年1月6日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

まず、3番についてですが、周辺は住宅地になっており、当該農地も耕作されていません。譲渡人は地区外に居住しており、耕作が困難なことから譲受人の要望に応じたものです。致し方ないと思われます。

続いて、5番についてですが、この農地についても耕作されておらず、茅などが繁茂しており、用排水路も十分管理されていない状態です。譲渡人は高齢で今後も耕作が困難なことから譲受人の要望に応じたものです。致し方ないと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### **議長（山田会長）**

続いて、4番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

#### **有田孝義委員**

議席番号18番、有田です。4番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和8年1月7日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

申請地の隣接地に、譲受人が所有する宅地があり、そこに自身が経営する会社の設計事務所の建築を計画したものの、公道に通じる進入路が無いため進入路を作ることになりましたが、入口の一部が農地であるため農地転用を行い、一体利用地とともに自身の会社に貸し出すものです。事務所を建築する一体利用地には他に入るための道路がなく、申請地を転用し道路として利用しなければ入ることが出来ないため、致し方ないと判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、4番及び5番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

### 議長（山田会長）

次に、日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。タブレットの準備をお願いします。それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書71ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆と畑1筆で、合計面積は555㎡、申請地の位置図は73、74ページ、公図は75、76ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。

申請地は、JR湯玉駅から北東へ、約1.5kmに位置する土地でございます。

令和8年1月5日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、          番は、一部ススキも確認できましたが、大部分は女竹が繁茂し、          番は、一部雑草も確認できましたが、大部分は灌木が繁茂していましたので、いずれも現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

71ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、面積は9.12㎡、申請地の位置図は77、78ページ、公図は79ページをご覧ください。

なお、78ページの航空写真についてでございますが、印刷の影響で図示された境界線等が確認しづらい資料となっておりますので、本日お配りした航空写真をご覧ください。

申請地は、下関市役所安岡支所から東へ約1kmに位置する土地でございます。令和8年1月6日に、農業委員2名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、公共事業や周辺開発に伴う残地ではないが、耕作困難な土地でしたので、

現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号に該当し、「非農地」との判断になっております。

なお、現地調査申し合わせ事項にて、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号の場合は、農業委員1名以上で現地調査可能となっていることを申し添えます。

総会議案書72ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田9筆と畑3筆で、合計面積は16,712㎡、申請地の位置図は80ページから83ページ、公図は84ページから86ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。

なお、81ページから83ページの航空写真についてでございますが、印刷の影響で図示された境界線等が確認しづらい資料となっておりますので、本日お配りした航空写真をご覧ください。

申請地は、JR長門二見駅から北へ約2.4kmから約2.9kmに位置する土地でございます。令和8年1月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、          番、          番、          番、          番及び          番は、竹や雑木が繁茂し山林化しており、          番及び          番は、道が無くたどりつけないほど山林化していました。残りの5筆は、雑木が繁茂し山林化していましたので、12筆全てが現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

### 石田安男委員

議席番号9番、石田です。1番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和8年1月5日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

申請地は、宇賀本郷から大河内温泉へ行く県道の左側の山手に当たる所です。          番は、大部分に女竹が繁茂し、          番は、大部分に灌木が繁茂していましたので、いずれも「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

### 議長（山田会長）

続いて、2番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。2番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和8年1月6日、農業委員2名、事務局職員1名で現地調査を行いました。

申請地は、下関北運動公園の近くにあり、長安線を北に上った所にあります。申請地は昭和45年以前から耕作を行っていないために、場所を探すのが大変でした。耕作困難な土地でしたので、全員一致で「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続いて、3番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

### 有田孝義委員

議席番号18番、有田です。3番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和8年1月7日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名で現地調査を行いました。

申請地には、竹や雑木が繁茂し、道がなく辿り着けないところもあり、山林化しておりましたので、全てを「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 現況確認について」、全て「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

### 議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定に

ついて」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書 87 ページをお開きください。

本案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

1 番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は 88、89 ページ、公図は 90 ページ、土地利用計画図は 91 ページをご覧ください。申出地は、下関市役所豊田総合支所から南西へ約 1.3 km に位置する農地です。計画変更の理由は、自宅敷地に駐車スペースの余裕がなく、隣地敷地内の通路部分に駐車しているものの、日々車の出し入れに苦慮していることから、申出地に自己用駐車場を整備するものでございます。

本件は、農用地区域からの除外で、重要変更となります。このたびの除外については、致し方ないと考えております。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1 番の案件につきまして、議席番号 14 番、山田が報告をいたします。

### 山田正信委員

議席番号 14 番、山田です。1 番の案件につきまして報告いたします。

令和 8 年 1 月 6 日、農業委員 2 名、事務局職員 1 名で現地調査をいたしました。申請概要は事務局から説明のあったとおりです。居住している自宅敷地に駐車スペースの余裕がなく通行や駐車に不便が生じており、近隣の申出地に自己駐車場として整備したい旨の農業振興地域整備計画変更の申し出があったものです。生活上やむを得ない変更だと思われま

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

### 議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

**新久保克己委員**

議席番号3番、新久保です。申出地には、何台分の駐車スペースが出来る予定ですか。また、申出者が保有している車は何台ですか。

**議長（山田会長）**

事務局、お願いします。

**事務局（坂元主査）**

お答えいたします。駐車台数は3台です。保有している車の台数は把握しておりません。

**新久保克己委員**

農用地区域の除外ですので、必要最小限の面積であるべきと思います。

**議長（山田会長）**

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。それでは、「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」と回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、「意見なし」とすることと決しましたので、その旨の回答を下関市長に送付します。

**議長（山田会長）**

次に、日程第6「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（集積）及び（配分）案に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号■番、■■■■委員が該当していますので、退席をお願いいたします。

（委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

**事務局（藤山事務局長補佐）**

ご説明いたします。総会議案書92ページをお開きください。

この案件は、地権者から農地中間管理機構が集積し、その農地を公募した借受け希望農家に配分することについて、下関市長から農用地利用集積等促進計画

に係る意見を求められたものでございます。２段階方式の手続きに関するものとなります。

１番、内容につきましては、９３ページから９５ページの「１．農用地利用集積等促進計画（集積）一覧表（令和８年１月２３日公告予定分）」をご覧ください。

２番、内容につきましては、９６、９７ページの「２．農用地利用集積等促進計画（集積）一覧表（令和８年１月３０日公告予定分）」をご覧ください。

１番及び２番は、貸し手である地権者から山口県農地中間管理機構が借り受ける農用地利用集積等促進計画の集積の内容となります。

３番、内容につきましては、９８、９９ページの「３．農用地利用集積等促進計画（配分）案（下関区域分）」と、１００ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。

４番、内容につきましては、１０１、１０２ページの「４．農用地利用集積等促進計画（配分）案（下関区域分）」と、１０３ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。

５番、内容につきましては、１０４ページの「５．農用地利用集積等促進計画（配分）案（豊浦区域分）」と、１０５ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊浦区域分）」をご覧ください。

３番から５番は、山口県農地中間管理機構から借受け希望農家に配分する内容となります。なお、配分のための県の公告日が３番については令和８年２月２５日の予定、４番及び５番については令和８年６月２６日の予定となっております。

別紙「議案第６号関係資料」の１ページから６ページに、集積に関する地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をまた、７、８ページに地区別の配分に関する集計表をお示ししております。

いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

それでは、「議案第６号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画（集積）及び（配分）案に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成委員の挙手を求めま

す。

全員挙手と認めます。よって本議案については、「意見なし」と決しましたので、その旨の回答を下関市長に送付いたします。

■委員は、着席をお願いいたします。

(委員 着席)

### 議長（山田会長）

次に、日程第7「議案第7号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書106ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、山口県農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

詳細につきましては、107ページから111ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表（令和8年1月30日公告予定分）」をご覧ください。

今後の事務処理ですが、議案についてご承認いただいたのちに山口県農地中間管理機構に対し「策定要請」を行い、山口県農地中間管理機構から下関市長に対し「認可申請」が行われ、市において認可・公告を行って利用権設定の効力が開始されるものとなります。

別紙「議案第7号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「承認」と決し

ましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に、農用地利用集積等促進計画（一括）の策定について要請いたします。

### 議長（山田会長）

次に、日程第8「議案第8号 下関市農業委員会会長専決規程、農地法施行に関する実施細則及び現況確認書交付事務取扱要領の一部改正並びに現地調査申し合わせ事項の見直しについて」をお諮りします。

なお、12月に開催された農政専門委員会及び農地専門委員会の審議についての報告がそれぞれの委員長よりなされます。

まず、番号1番について、農政専門委員会 伊田喜弘委員長、報告をお願いいたします。

### 伊田喜弘委員

農政専門委員会委員長の議席番号13番の伊田です。

番号1番、下関市農業委員会会長専決規程の改正について、12月に開催しました農政専門委員会の結果をご報告いたします。

総会議案書は、112ページ、併せて議案8号番号1関係資料①、②、③をご覧ください。①は、新旧対照表、②が、改正後の規程、③が、改正前の規程となります。

提案理由は、議案書にも記載しておりますが、1番目として、農地法第3条、第4条及び第5条の規定に基づく許可の取消し処分に関することを、2番目として、従前より、会長が専決処分していた許可申請の取下げ、許可指令書の訂正や各届出等の処理に関することを、条文に追加いたしました。

追加した箇所は、第2条の（7）、（8）、（9）です。

また、下関市公文例及び用字用語等に関する規程どおりの例式に改め、一部の条文について、事務改善のために、訂正しております。

なお、質疑等の回答については、事務局をお願いしておりますので、私からの報告は、以上となります。

### 議長（山田会長）

続いて、番号2番、3番及び4番について、農地専門委員会 河本隆一委員長、報告をお願いいたします。

### 河本隆一委員

農地専門委員会委員長の議席番号11番の河本です。12月に開催しました農地専門委員会の結果をご報告いたします。

まず始めに、番号2番「農地法施行に関する実施細則」の改正について、ご説明いたします。総会議案書は、112ページ、併せて議案第8号番号2関係資料①、②、③をご覧ください。①は、新旧対照表、②が、改正後の細則、③が、改正前の細則となります。

提案理由は、議案書にも記載しておりますが、一部の条文等について、事務改善のために、追加、訂正しております。詳しくご説明いたします。

1番目として、令和2年4月に農地法第4条及び第5条の許可権限等が山口県から農業委員会に移譲された後も、大部分の様式について、山口県の農地法実施細則に基づく様式を利用しておりましたので、この度、条文を追加し、新規に様式を定めさせていただきました。

2番目として、下関市公文例及び用字用語等に関する規程どおりの例式に改め、一部の条文及び様式についても、事務改善のために、訂正しております。

この度の改正に伴い、大部分は、事務処理に関するもので、総会審議への影響は少ないと考えますが、1点、重要な変更箇所がございます。

新旧対照表の4ページをお開きください。

第9条第2項の事業の実施報告でございますが、改正前は、転用目的が、「資材置場」限定となっていたものを、改正案では「資材置場や駐車場等のように建築物の建築等を伴わないもの」に変更しております。

その為、改正後は、資材置場や駐車場については、原則、許可条件に報告書の提出を求めることとなり、キャンプ場等も該当する可能性がございます。

続きまして、番号3番「現況確認書交付事務取扱要領」の改正について、ご説明いたします。

議案8号番号3関係資料①、②、③をご覧ください。①は、新旧対照表、②が、改正後の要領、③が、改正前の要領となります。

提案理由は、議案書にも記載しておりますが、1番目として、非農地等の認定基準を一部見直しております。

関係資料①番の2ページ、第5条をご覧ください。

現行の認定基準では、(2)「昭和45年9月末日以前より農地以外の目的で利用している土地」に限定していたものを、改正案では、「昭和45年9月末日以前より林野化しており、現地調査時点、農地等以外の目的で利用しているもの」を追加し、(3)のアに改正案では、竹を追加させていただきました。

また、(4)の改正前は、公共事業や開発に伴う残地に伴う狭小・不整形な土地と規定していたものを、改正案では、「公共事業や開発に伴う残地に限定せず、「狭小・不整形な土地で、将来的にも農地等として使用することが困難なもの」に変更いたしました。

続きまして、3ページになりますが、(5)の孤立・隔離された土地に、現行

のイ、ウを、改正案のイとして、「周辺を山林や宅地で囲まれたもの」に一本化させていただいております。

2番目として、改正前の要領には、申請書の様式に関する内容が記載されておられませんので、改正案では、条文及び様式を追加しております。

3番目として、要領の名称を変更し、一部の条文について、事務改善のために、訂正しております。

続きまして、番号4番「現地調査申し合わせ事項」の見直しについて、ご説明いたします。

議案8号番号4関係資料①、②、③をご覧ください。①は新旧対照表、②は見直し後の申し合わせ事項、③は見直し前の申し合わせ事項となります。

提案理由は、議案書にも記載しておりますが、事務改善のために見直したものでございます。

1番目として、現況確認書交付事務取扱要領の改正に伴い、名称を変更しております。

2番目として、下関市公文例及び用字用語等に関する規程どおりの例式に改め、「調査」となっている部分を全て「確認」に変更し、2を事務改善のために、一部見直しておりますが、2の現地確認を行う者については、現在の運用から変更箇所はございません。

なお、質疑等の回答については、こちらも事務局にお願いしておりますので、私からの報告は、以上となります。

### 議長（山田会長）

各専門委員会委員長からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

それでは、「議案第8号 下関市農業委員会会長専決規程、農地法施行に関する実施細則及び現況確認書交付事務取扱要領の一部改正並びに現地調査申し合わせ事項の見直しについて」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、本議案については、原案のとおりと決定しました。

### 議長（山田会長）

次に、日程第9「議案第9号 令和7年度農地利用状況調査に係る非農地の判定について」と日程第10「議案第10号 令和7年度農地利用状況調査に係る遊休農地の判定及び農地利用意向調査について」ですが、相互に関連しますので、

一括で事務局から説明し、それぞれお諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書、113、114ページをご覧ください。

本件は、農地法第30条第1項に基づき、昨年8、9月にかけて実施していただきました農地利用状況調査の対象地について、非農地、遊休農地の判定をお諮りするものです。

議案第9号、10号関係資料の農林水産省の通知の10ページの第4の（4）に「非農地」の判定について、3ページの第3の1（3）のア、イに「遊休農地」の判定について記載されています。

それでは、今回調査いただいた全農地394筆についての仕分け内容をご説明いたします。内容については、先月、委員の皆様を確認していただいた後のものになります。

5種類に分類し、それぞれ一覧表にしておりますが、議案に同封したもの2種類と参考として本日配布した3種類となります。

まず、①のリストで非農地とする農地が45筆、②のリストで遊休農地とする農地が323筆となります。

次に、③のリストで今回の調査で耕作が確認され、遊休農地が解消した農地が、解消農地一覧で1筆、④のリストで事後の確認で遊休農地ではなかったものが、その他の農地一覧で2筆、⑤のリストで現地が非農地状態ですが農用区域内の農地のため、市長部局に意見照会を行っている農地が協議農地一覧で23筆となっております。このうち、今回新たに遊休農地等としてリストに上がった農地は、14筆となっております。

なお、市長部局に意見照会を行っている農地については、回答があったのちに総会にお諮りする予定としております。

また、遊休農地とする農地の所有者に対して、農地法第32条第1項の規定に基づき、農地の農業上の利用の意向を確認するため、農地利用意向調査を行ってまいります。

最後に、今回、皆様には、非農地とする農地については写真を撮影していただきましたので、参考までに本日お配りしております。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませ

んか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

それではまず、「議案第9号 令和7年度農地利用状況調査に係る非農地の判定について」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、本議案については、原案のとおり決しました。

続いて、「議案第10号 令和7年度農地利用状況調査に係る遊休農地の判定及び農地利用意向調査について」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、本議案については、原案のとおり決しました。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

### 議長（山田会長）

次に、日程第11「報告第1号」から日程第21「報告第11号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

### 事務局（佐々本事務局次長）

ご報告いたします。以降、着座にて報告いたします。

総会報告書1から6ページ、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、20件ございました。

7ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

8ページ、報告第3号「農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

13ページ、報告第4号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、1件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

19ページ、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

20ページ、報告第6号「現況確認について」は、2件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況

確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

29ページ、報告第7号「農地造成完了届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行っております。

30から34ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が19件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

35ページ、報告第9号「農地の転用事実に関する証明について」は2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

36、37ページ、報告第10号「事業進ちょく状況報告及び完了報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。全ての案件について現地確認が終了しております。

38から41ページ、報告第11号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」でございます。過去に資材置場を目的に農地転用許可された9件の現地確認の報告でございます。本来であれば、12月に現地確認を行い、先月の総会で報告することとなっておりますが、事務局の不手際により、今月の報告となってしまいました。大変申し訳ございませんでした。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

### 議長（山田会長）

事務局からの報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第11号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和7年度第10回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 11時10分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....